

日本企業での男女差別

マルヤム カタルヤ クスマウルダニ

0342055



マラナタキリスト教大学

文学部

日本文学科

バンドン

2013

要約

序論

過去において、日本人は、女性は自宅にいたべきで、夫と子供の世話を
する為に、また妻及び母親として義務を果たすためであると思っていた。また、
仕事の世界にも日本人の女性は差別を受けることも事実である。彼女達は政治及
び一般の社会等全体的に同権をもらう為に、長い歴史の中で努力してきた。

本論

筆者は記述分析及び現象学を使い、この論文を書いた。記述学はある現象
の状況についての情報を集める為の研究である。つまり、研究する時の現象の
そのものである。（スハルシミ・アリクント：2005 年）。その様に、記述分析
方式が事実及びある社会若しくは地域の考えと性格を体系的、現実的で正確な説
明を作るものである。一方、現象学は社会学の中のアプローチであり、人間の意
識がどのように社会行為、社会の状況及び社会の世界を作ることに関係があるか
を探し、表現する方法である。（ナタンソン：1970）。

日本は家父長制の概念を持っている。つまり、子孫が男性の血統から（父親）し
か認められない考えかたである。この強い家父長制の概念は日本の女性が受けた生活
上の差別や職場上の差別等という不公平な扱いを及ぼす男女差別を起こすものである。

多数の会社と企業が日本の経済に非常に大きな影響を与えている。当然、これも働き蜂である日本人の努力の性質に支えられている。日本の会社と企業は男性の人材を多く使うが、女性の人材を使う会社と企業も少ないわけではない。

日本人の女性の社会地位も男女雇用機会均等法についての労務法律が1986年に日本の政府により施行された為、非常に改善された。しかし、その法律が施行されても、男女の同権の実施は未だ会社の持ち主により管理されている。その後、1999年に、この法律が改定され、男女差別に基づく邪魔になる行為は法律違反であることという内容を持つ様になった。

1991年より日本では仕事に就く女性の数が増えてくる。それは、日本の会社は女性達を安い給料で働く従業員として採用し始めました。その女性達の中では、アルバイト若しくは手当や福祉をもらわない契約社員として仕事していた。

ビルギット・ケルスタン(1995)によると、ジェンダーは生まれつきではなく、社会関係から生まれたものである。日本の女性の従業員は職場にお茶組という男性の同僚及び会社に来客するお客さんにお茶を入れて、進めること等、不公平な義務を持ち、差別を受ける。その上、女性の従業員はより良いキャリア若しくは昇進を受ける機会を受けることもなかなかない。また、給料の観点にても、男性と女性の間に差異がある。

下記の事例は、小関みちこ（59歳）が体験した職場上の差別行為である。彼女は会社で仕事をしていた時に、男性の同僚若しくは来客にお茶を入れる

(お茶組をする)義務を持っていた。その上、彼女の男性の同僚が別の部屋に転移されていくが、女性の従業員はずっと同じ部署に仕事していることを良く見た。

鳴海のりこ(56 歳)が体験した職場上男女差別は会社は何年仕事していても、ただ男性の同僚が特別訓練を受け、昇進されていくことを見ていた。一方、女性の従業員はただ書類関係でずっと仕事している。

本間けいこが体験したことも同様である。彼女ももらうべき給料を受けることを感じない。実際、男性の同僚と同じ作業を同じ期間で仕事をしていた。

結論

下記はなぜ女性が職場に差別を受けることの結論である。

- 女性は未だ家事と関係を持つと思われる。これにより、女性の従業員はお茶組等、家事に関係を持つ仕事をする義務に付けられた。
- 女性は未だより良いキャリアを得る能力を持っていないと、男性の職員と同じ給料ををもらう資格が無いと思われる。このことの原因は、上司は女性がいつか結婚し、妊娠し、育児の為に、仕事を辞めてしまうと思っている為である。しかし、時代が変わっていくと共に、女性達は自分達が仕事ができることを証明する為に非常に努力した結果、男女差別は減少しつつある。

DAFTAR ISI

HALAMAN JUDUL	i
HALAMAN PENGESAHAN	ii
HALAMAN PERNYATAAN ORISINALITAS.....	iii
PERNYATAAN PUBLIKASI SKRIPSI.....	iv
KATA PENGANTAR.....	v
DAFTAR ISI.....	vii
BAB I PENDAHULUAN	1
1.1 Latar Belakang	1
1.2 Rumusan Masalah	6
1.3 Tujuan Penelitian	7
1.4 Pendekatan Dan Metodologi Penelitian	7
1.5 Organisasi Penulisan	9
BAB II GENDER DALAM LINGKUNGAN KERJA.....	11
2.1 Gender Dan Pekerjaan.....	13
2.1.1 Wanita Pada Saat Ini	15
2.1.2 (Hal-hal Yang Berhubungan Dengan) Pekerjaan Rumah Tangga	16
2.2 Gender Dan Penghasilan	17
2.2.1 Partisipasi Tenaga Kerja	18
2.2.2 Upah Yang Sama Dalam Pekerjaan Yang Sama.....	20
BAB III KASUS YANG BERHUBUNGAN DENGAN DISKRIMINASI GENDER TERHADAP WANITA DALAM LINGKUNGAN KERJA DI JEPANG	21
3.1 Kasus Yang Berkaitan Dengan Gender Dan Pekerjaan	21
3.1. Yang Berkaitan Dengan Rumah Tangga.....	21

3.1.2 Penugasan Pekerjaan.....	40
3.2 Kasus Yang Berkaitan Dengan Gender Dan Penghasilan.....	46
BAB IV KESIMPULAN	50
DAFTAR PUSTAKA	51
SINOPSIS.....	ix
RIWAYAT HIDUP PENULIS.....	xii